

名称:「マッサージ機」事件

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 26 年(行ケ)10002 号 判決日:平成 26 年 9 月 11 日

判決:請求認容(審決取消)

特許法第 29 条第 2 項

キーワード:進歩性、相違点に対する判断

[概要]

原告は、発明の名称を「マッサージ機」とする被告の特許について無効審判を請求したところ、特許庁が請求不成立の審決をしたことから、その取消しを求めた。

[本件訂正発明 1]

被施療者が着座可能な座部と、被施療者の上半身を支持する背凭れ部とを備える椅子型のマッサージ機において、

前記座部の両側に夫々配設され、被施療者の腕部を保持する左腕用の保持部及び右腕用の保持部を備え、

前記保持部は、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部と、前記外殻部の内面に設けられ被施療者の腕部を施療する膨張及び収縮可能な空気袋と、を備え、被施療者の掌を含む前腕を保持可能であり、

左腕用の前記保持部に設けられた空気袋と、右腕用の前記保持部に設けられた空気袋とを夫々独立に駆動し、被施療者の腕部を片腕毎に施療することを特徴とするマッサージ機。

[本件訂正発明 1 と甲 1 発明との相違点 1]

拘束手段について、本件訂正発明 1 は、「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」を備えるとともに「被施療者の掌を含む前腕を保持可能」な保持部であるのに対し、甲 1 発明は、「合成繊維等で袋状に形成された非弾性カバー部材 1 2 1」を備えるとともに「被施療者の掌を含む前腕を収納可能」な収納体 1 2 である点。

[審決の判断]

「甲第 1 号証には、甲 1 発明の「合成繊維等で袋状に形成された非弾性カバー部材 1 2 1」を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」とすることについて、記載も示唆もない。」

「甲第 2 号証～甲第 4 号証には、それぞれ上記 1 (2)～(4)に記載したとおり記載されているにすぎないから、これらの証拠にも「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる外殻部」についての記載も示唆もない。

また、甲第 5 号証～甲第 10 号証にも、上記の事項についての記載も示唆もない。」

[裁判所の判断]

「甲 7 公報及び甲 8 公報には、腕保持部の材質について明示した記載はないものの、甲 7 公報の図 1 には、マッサージ機の底面から上方へ伸びた側壁部（【図 1】では、側壁部を「肘掛け部 2 2」と称している。）と一体的に保持壁部 2 4 a, 2 4 b が形成されている。そして、保持壁部 2 4 a, 2 4 b は腕保持部 2 4 を構成している。また、甲 8 公報の図 2 の腕保持部も側壁部と一体的に形成されている。これらによれば、通常、側壁部は、椅子の基本骨格をなす部分として、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると当業者は理解するものと解されるから、これと一体的に形成された、甲 7 公報の腕保持部のうちのマッサージ部を構成しない外側部や甲 8 公報の腕保持部についても、それぞれのマッサージ機の側壁部と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると当業者は理解するもの

と考えられる。さらに、甲9公報の脚保持部についても、その材質について明示した記載はないものの、その形状が変化することを窺わせる記載は一切なく、図9において、脚保持部は均一な厚みを持ち、互いに間隔を保った状態で図示されているから、これを見た当業者は、脚保持部の底壁及び両側壁は、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていると理解するものと考えられる。」

「そこで、甲7発明及び甲8発明の甲1発明への適用可能性の点について検討するに、前記のとおり、甲1発明の非弾性カバー部材121は、その内側に設けられた弾性カバー部材122との間に膨縮機構11を介設し、膨縮機構11が膨張している際には変化をしない(形状を維持する)という硬度を有するものであり、これにより、膨縮機構の空気圧をより効率的に人体手部及び下腕部側へ与えることができ、適度な空気圧マッサージを行うことができるという機能を有するものと解される。したがって、膨縮機構11が膨張していないときの非弾性カバー部材121が変形するかどうかは、手部及び下腕部を非弾性カバー部材121の内側の膨縮機構によりマッサージするという甲1発明のマッサージ機能又は効果に関わるものではない。そのため、甲1公報には、非弾性カバー部材121は膨張しているときに変化しない(形状を維持する)、との記載はあるものの、膨張していないときの非弾性カバー部材の状態を明示する記載もない。そして、甲1公報には、非弾性カバー部材121について合成繊維等という材質の記載があるものの(段落【0024】)、その具体的な材料は記載されておらず、また材質をこれに限定する記載はないから、甲1公報を見た当業者は、甲1発明の機能、用途に沿う範囲で、具体的に様々な材料を検討することになると考えられるところ、むしろ、外殻部の内面に設けられた空気袋の膨張によってその内側に収容した下腕部に空気圧を加えてマッサージをする椅子式マッサージ機であるという点において甲1発明と共通する甲7発明及び甲8発明においては、その空気袋(膨縮機構)を内面に設ける外殻部は、いずれも形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から形成されている。さらに、甲7発明及び甲8発明のこれらの構成に加え、甲8公報の記載(【段落0002】)によれば、凹部の内壁に空気袋を取付け、空気袋の膨張収縮により人体の肢体をマッサージするという構成は、甲8発明の出願時(平成11年7月30日)における従来技術であり、同従来技術における凹部の内壁も甲8発明と同様に形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成っていたと理解されること、甲9公報にも、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料から成り、空気袋を収納する脚保持部が開示されていることからすれば、空気袋の膨張による空気圧によりその内側に収容した人体の肢体をマッサージする椅子式マッサージ機において、空気袋を内面に設け、肢体を保持する外殻部を形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは、周知技術であったといえる。

そうすると、合成繊維等で構成された外面部の非弾性カバー部材121について、形状維持が可能な程度に硬度が高い材料とすることは甲1発明の機能や効果に関わるのではなく、甲1公報にも同材料を否定する記載はなく、むしろ非弾性カバー部材121と同様の機能を有する甲7発明や甲8発明の構成部分についてはそのような材料が採用されており、そのような材料で肢体をマッサージするための空気袋を内面に設ける外殻部を構成することは周知技術といえることからすれば、当業者が、甲1発明に甲7発明及び甲8発明を適用して、非弾性カバー部材121を「形状維持が可能な程度に硬度が高い材料からなる」ものとすることは容易に想到できるものというべきである。」

[コメント]

相違点の認定に誤りはないとしながらも、容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例である。裁判所の判断では、本件訂正発明1における「保持部」の意義を検討するとともに、それを踏まえて甲7、8号発明の甲1発明への適用可能性を検討しており、進歩性を検討するうえで参考になる。